

令和4年4月1から 「畜舎建築特例法」が施行されました。

今後、畜舎又は堆肥舎の新築、増築、改築などについては、
現行の建築基準法又は畜舎建築特例法のいずれかの適用を選択できます。

特例法の対象となる畜舎

- 畜舎※1（搾乳施設を含む）又は堆肥舎※2
 - 市街化区域・用途地域外の地域に建築
 - 高さ16m以下の平屋で居住のための居室を有さないもの
 - 建築士が設計したもの
 - 新築、増築、改築及び構造に変更を及ぼす行為を行う際に申請可能
- ※認定を受けた畜舎・堆肥舎は用途を変更（飼料保管庫など）することはできない



※1 ①ペットの飼育施設、②競走馬・乗用馬の厩舎及び堆肥舎、③農業用機械や飼料・敷料の保管庫は、畜舎特例法の対象外です。
※2 家畜排せつ物の処理又は保管のためのものが対象となります。家畜排せつ物以外の物を処理等するものは畜舎特例法の対象外です。

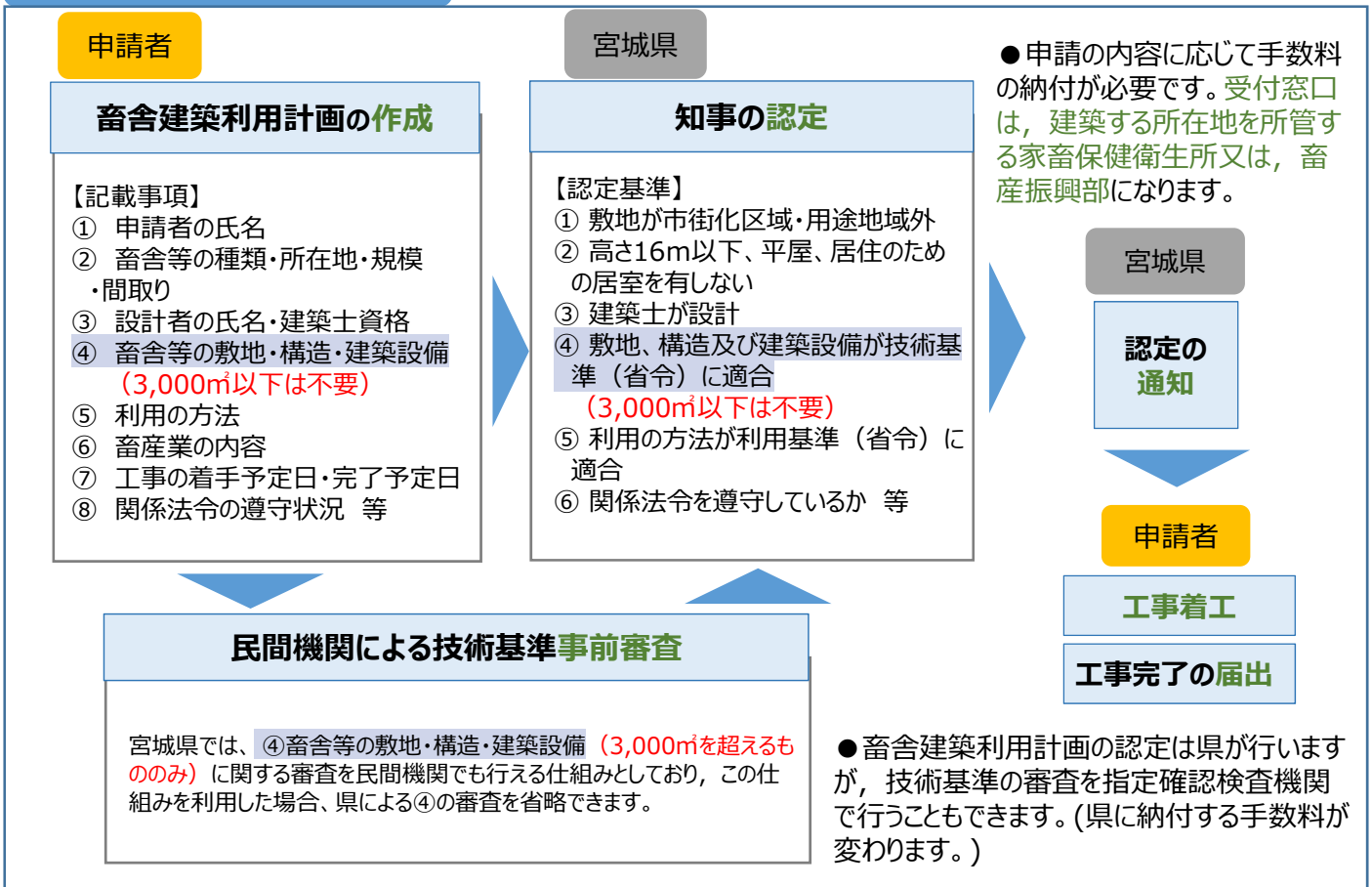
畜舎特例法のメリット

- 従来の建築確認申請に比べて、手続きが簡素化されます。
- 構造等に関する技術基準が緩和されます(詳細は裏面)
利用基準を遵守することにより、構造等に関する技術基準の一部が建築基準法より緩和されます。これにより、建築基準法で建てる畜舎に比べてコストを抑えることができます。
- 一棟あたりの床面積3,000㎡以下は技術基準の審査等が不要になります
床面積が3,000㎡以下の畜舎・堆肥舎は、敷地、構造、設備に関する技術基準についての審査が不要となります。(利用基準の審査は全ての畜舎等で必要)
- 木造の畜舎の間を通路でつなぎ3,000㎡を超えられるようになります
木造の畜舎を渡り廊下で隔て、隔てられた畜舎の床面積をそれぞれ3,000㎡以下とし、その畜舎同士の間畜舎の高さ分の距離を確保し、一定の利用基準※3を遵守することにより、合計3,000㎡を超えることが可能となります。※4
- 工事完了時は届出で済みます
工事完了時は完了検査は不要で、届出のみで済みます。

※3 定期的な消火訓練、火を使用する設備等の周辺や渡り廊下に可燃物を存置しないことについて記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

※4 ただし、通路でつなぐことで3,000㎡を超える場合には技術基準の審査は必要となります。

手続きについて



申請者のニーズに合わせて、構造を選択できます！

A構造畜舎等

- ①定義
中規模の地震動に対して、**構造部材に損傷が生じない**程度の構造
- ②技術基準
 - ・部材 **建築基準法と同等**
 - ・基礎 深さの規定が緩和
 - ・防火 一定の基準を満たせば緩和
- ③利用基準
 - ・宿泊不可
 - ・睡眠のための夜間(22時～4時)滞在不可
 - ・避難口を2つ以上確保
 - ・避難経路上に物を置かない
 - ・畜舎等に認定表示を掲示
 - ・5年に1回、利用状況を報告
- ④特徴
従来の建築基準法と**同程度の構造**を持ち、B構造に比べ**簡易な利用基準**。

B構造畜舎等

- ①定義
中規模の地震動に対して、**構造部材に損傷が生じる可能性**があるが、倒壊しない程度の構造
- ②技術基準
 - ・部材 **安全係数が緩和**
 - ・基礎 深さの規定が緩和
 - ・防火 一定の基準を満たせば緩和
- ③利用基準
 - ・宿泊不可
 - ・睡眠のための夜間(22時～4時)滞在不可
 - ・避難口を2つ以上確保
 - ・避難経路上に物を置かない
 - ・畜舎等に認定表示を掲示
 - ・5年に1回、利用状況を報告
 - ・**避難訓練を定期的**に実施
 - ・**滞在密度(時間・人数)の制限**
 - ・**畜舎等の立入者に避難経路を説明**
- ④特徴
A構造に比べ部材**コストを低減**できるが、**標準的な利用基準**。

B構造畜舎等の滞在密度について

面積	延べ滞在時間	最大滞在者数
0㎡～1,000㎡	8時間・人	4人
1,000㎡超～2,000㎡	16時間・人	8人
2,000㎡超～3,000㎡	24時間・人	12人
3,000㎡超～	32時間・人	16人

- B構造畜舎では、定期的に避難訓練を実施し、少なくとも1年間その記録を保管することが求められます。
- 畜舎等の面積により、延べ滞在人数と最大滞在者数が法律により定められています。1,000㎡以下の畜舎等で、4人で畜舎等内に滞在した場合は、1人2時間まで認められることとなります。
- 畜舎等の立入者(従業員・来客等)に対して、建物がB構造畜舎であること、また、避難経路を説明することが必要となります。

認可拒否事由について

○下記に該当する場合、畜舎建築利用計画の認可ができません

- 建築士法に**違反して設計**されたものである場合。(法第3条第4項第1号)。
- 申請者が法の認定の申請に係る畜舎等(堆肥舎を除く。)における家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理を適正に行うことができない者。適正に行えない者とは、下記①から⑦までの法律に基づく**命令・条例の規定に違反し**、かつ、その**違反を是正する見込みがないと認められる者**。行政処分や刑事罰の対象となっていない場合を含む。(法第3条第4項第2号及び単管省令第4条)。

- ①家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)
- ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ③水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- ④悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- ⑤瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)
- ⑥湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)
- ⑦家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)

申請及び利用基準等に係る相談窓口

宮城県 農政部 畜産課 草地飼料班

電話：022-211-2852 e-mail：tikusangf@pref.miyagi.lg.jp

技術基準等に係る相談窓口

宮城県 土木部 建築宅地課 建築指導班

電話：022-211-3243 e-mail：kentakk@pref.miyagi.lg.jp